



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711  
HP URL <https://tax-aozora.com>

7月の祝日といえば「海の日」です。内閣府によると、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日ということです。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

## 通勤手当とインボイス

従業員へ支給する通勤手当。インボイス制度がスタートすると、どう処理をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

### Q.

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税によって、納付すべき消費税額を計算しています。そのためインボイス制度がスタートすると、仕入税額控除を適用するために適格請求書等（以下、インボイス）の交付を受けて保存しなければなりません。

ところで、弊社は従業員等に対して毎月の給与に加算して、通勤手当を支給しています。この通勤手当に係る消費税は、現状、全額課税仕入れとして取扱っています。インボイス制度開始後も課税仕入れとするためには、インボイスの交付を受ける必要があると思いますが、従業員等からは難しいと思います。どうしたらよいのでしょうか？

### A-1. 通勤手当に係る税の取扱い

給与に加算をして支給する通勤手当に係る税の取扱いは、次のとおりです。

#### (1) 所得税の取扱い

給与に加算して支給する場合、一定額まで所得税が非課税となります。

#### (2) 消費税の取扱い

通勤手当のうち「通勤に通常必要と認められる部分の金額」は、課税仕入れとして取扱います。この場合の「通勤に通常必要と認められる部分」とは、所得税が非課税となる一定額かは問われていません。通勤をするために通常必

要であれば、たとえ一定額を超えたとしても、課税仕入れとして取扱います。

### A-2. 通勤手当と仕入税額控除

通勤手当については、ご懸念のとおりインボイスの交付を受けることが困難です。このような交付を受けることが困難な一定の取引については、**インボイスの保存は不要で、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。**

通勤手当における一定の記載事項は、次のとおりです。

相手方の氏名又は名称	} 通常必要な記載事項 ( ~ )
取引年月日	
取引の内容	
支払対価の額	
出張旅費等特例に該当する旨	

通常必要な記載事項に加えて記載することとなる「出張旅費等特例」とは、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）を指します。この出張旅費等は、帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引です。

このように通勤手当に係る消費税の取扱いは、基本的には従来どおりと考えて問題ありませんが、帳簿に「出張旅費等特例」などと該当する旨の記載を忘れないようにしましょう。

参考：国税庁HP「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」他  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm)

## お仕事カレンダー

7月1日(土)	社会保険の算定基礎届の提出(～7月10日) 所得税の予定納税額の減額申請(～7月18日)
7月10日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(6月分) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限(1～6月分) 労働保険の年度更新期限(6月1日～) 継続・有期事業概算保険料延納額の支払(第1期分) 口座振替を利用しない場合 社会保険の算定基礎届の提出期限(7月1日～)
7月31日(月)	5月決算法人の申告・納税、11月決算法人の予定納税申告・納付期限 (全事業年度の法人税額が20万超、直前の課税期間の消費税年税額が48万超400万以下) 2月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 所得税の予定納税額の納付(第1期)期限



## 納付のし忘れや資金繰りに注意 ～ 所得税の予定納税と源泉所得税の納期の特例～

7月は所得税の予定納税や、源泉所得税の納期の特例の納付時期です。納付のし忘れや、資金繰りに注意しましょう。

### 所得税の予定納税

#### (1) 予定納税とは

予定納税とは、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月中旬に税務署から送付された通知（電子交付の場合はe-Taxによる通知）に基づき、その年の復興特別所得税を含めた所得税（以下、所得税等）の一部を納付する制度です。

#### (2) 予定納税額の納付

予定納税額は原則として2回、通知書に記載された税額を納めます。1回あたりは、予定納税基準額の3分の1相当額です。

第1期分は、7月中に納めます。**振替納税をご利用の場合は、7月31日に自動引き落とし**となるため、口座残高にご注意ください。

#### (3) 予定納税額の減額

廃業や休業または業況不振などにより、6月30日の現況による令和5年分の所得税等を見積ったときに、通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、7月18日までに申請を行い、承認されると第1期分から予定納税額が減額されます。

この見積を行うには、計算の基礎となる資料が必要です。早期の帳簿作成が肝要となりますので、ご注意ください。

参考：国税庁HP タックスアンサー

「No.2505 源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限と納期の特例」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm> 他

### 源泉所得税の納期の特例

源泉徴収した所得税等は、原則、支払った月の翌月10日までに納めます。ただし、給与の支給人員が常時10人未満の場合は、申請を行い承認されると、次のように年2回の納付とすることができる特例があります。

#### 【対象期間と法定納期限】

対象期間	法定納期限
1月から6月までの源泉徴収分	7月10日
7月から12月までの源泉徴収分	翌年1月20日

この特例の適用対象となるのは、給与や退職金、税理士などへの一定の報酬から源泉徴収した所得税等に限られます。そのため配当等に対する源泉徴収はこの対象から外れ、原則どおり、支払った月の翌月10日までに納めなければなりません。

特例による納付は年2回となるため、毎月納付よりも手続の手間は軽減されますが、一方で納付のし忘れや、半年分の納付となることで資金繰りの管理が必要となります。

特に6月は住民税について、普通徴収は第1期分の納付期限が到来したり、特別徴収分で納期の特例の承認を受けている場合は、半年分の納付をしたりする時期です。これらの納付によって7月の手元資金が少なくなっている場合は、資金繰りの管理にお気をつけください。



## お 仕 事 備 忘 録

- 1. 所得税の予定納税額の減額申請...**7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。
- 2. 労働者死傷病（軽度）報告の提出...**従業員が業務上の事故・疾病で1日から3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。
- 3. 国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請...**保険料免除・納付猶予が承認される期間は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで（申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで）の期間を審査し決定されます。
- 4. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出...**7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4月から6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。
- 5. 熱中症対策...**この時季になると、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります。具体的な熱中症対策について、総務省消防庁や環境省の情報も参考にして対策を行いましょう。
- 6. 夏季休暇にまつわる諸業務...**夏季休暇を実施する企業は、事前に取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をしておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。  
 防犯・防火対策 専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。  
 郵便など配達物の扱い 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせてみましょう。  
 休暇中に出勤する社員の把握 社員の休暇中の連絡先の把握 緊急連絡に備えておきましょう。

(出典:MyKomon)